

建設技能者訓練費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設技能者の養成のため、予算の範囲内において建設技能者訓練費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、建設技能者の職業訓練事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、職業訓練法人 岡山建設共同職業訓練協会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者は、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 人件費
- (2) 管理費
- (3) 光熱費
- (4) 研修費
- (5) 教材費
- (6) 材料費
- (7) 消耗品費
- (8) 参考図書費
- (9) 職業訓練生募集費
- (10) 通信費

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費の合計額で、1年度につき次の計算式により算出した金額を上限とする。

$$(1,238,000 \text{ 円} + (68,000 \text{ 円} \times \text{過去5年間の訓練生徒数の平均値})) \div 2$$

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。